山岸文庫蔵「畊雲本源氏物語」解題

上野英子

世に「畊雲本源氏」と称される本がある。花山院長親（号畊雲）が将軍足利義持の命をうけて憶説を粗陳、各巻末にその要幅をまとめた和歌（跋歌）を付し献上したとされる本で、『明星抄』に青表紙本でも河内本でもない一本として、紹介された本である。だが青表紙本の全盛期が続き、江戸時代になると幻の本と化してしまう。河内本と同じ運命を辿ったわけである。

流れが変わったのは、大正八年、山脇毅氏による平瀬本源氏物語の発見以後である（「平瀬本源氏物語」大正十年「芸文」十二月号所収）。これが河内本であることが判明し、京都大学文学部は平瀬本桐壺・真木柱をコロタイプ版で刊行。山脇氏の関係論文も次々と発表された。こうして河内本を見分ける基準が暫時明らかになってゆくと、畊雲本研究にも黎明が訪れる。大正十一年、曼殊院蔵「蓬生」「関屋」「薄雲」（重要文化財）を調査した山脇氏は、これこそは世に言う畊雲本の残巻であり、本文の性格は河内本系に属すると認定された。氏は更に、曼殊院本の三帖によって平瀬本の十帖を

河内本でないと推断する勇気を得たというから、畊雲本研究はその始発から河内本研究と密接な関係を有してきたといえるだろう（「曼殊院本源氏物語」「芸文」十二月号所収。昭和十九年に注を増補して創元社刊『源氏物語の文献学的研究』所収）。猶、曼殊院本についてはその後、堀部正二氏の「源氏物語雑々私記」（「国語国文」昭和十五年四月号所収）、加藤洋介氏の「河内本本文の成立――「舊尾州家蔵河内本源氏物語存疑」続貂――」（平成六年風間書房刊『講座　平安文学論究第十輯』所収）等の調査報告も出されている。

そして大正十四年、金子元臣氏は架蔵の源氏物語四十二帖が畊雲本であること、河内本の一種と認定できることを発表された（「定本源氏物語に就いて」明治書院刊『定本源氏物語新解』所収。但し池田亀鑑氏によれば河内本は三十七帖という）。こうして畊雲本は河内本かという気運が高まったが、否、混態本であるとして警鐘を鳴らしたのが池田亀鑑氏である。氏によれば、畊雲本は河内本を主体とするものの、これに青表紙本一帖と別本七帖が加わるとする。そして更に畊雲本の本質は「粗陳憶説」（高松宮蔵桐壺巻畊雲、本奥書）の意味を究明するのでなくてはとらえがたいとして、注記をも含めた総合的な観点からの本文研究を提唱。書写系統を異にする諸本により、畊雲本の本文研究は急速な発展を遂げるであろうと予言された（「源氏物語系統論序説」昭和八年岩波講座『日本文学』所収。「畊雲本の成立とその特質」昭和三十一年中央公論社刊『源氏物語大成』巻七所収）。

畊雲本の傳本はあまり多くは知られていない。だが昭和四十八年に天理大学図書館蔵「薄雲・朝顔」一帖（合綴本・重要文化財）の影印が刊行された。曽沢太吉氏の解題によれば、本文は別本で畊雲自筆書き入れかという（天理図書館善本叢書『源氏物語諸本集一』八木書店刊）。また昭和五十年には、もっとも完備した畊雲本のひとつとして知られていた高松宮本の複製が刊行される（『高松宮御蔵河内本源氏物語』臨川書店刊）。解説担当の山岸徳平氏は、河内本諸本を、本文の性格からではなくむしろその成立・伝播等の観点から歴史的に概括。その流れのなかで畊雲本を河内本派生の一本として位置付け

る。また架蔵の甘露寺親長書写畊雲本（これが該書である）も併せて紹介。高松宮本と該書の奥書を総合して畊雲本の歴史を概括した上で、両本は共に第二次禁裏本（徳大寺実淳書写本）からでたものとされたようである。

以後、畊雲本研究は傍注・跋歌・畊雲署名等も含めての、諸本の個別な再調査へと進みつつあるようである。古くは堀部氏前掲論文があるが、それによれば、曼殊院本の傍注の一部は畊雲筆であり、「和漢字源通釋抄」更には「河海抄」との関係が密であるとされた。また伊井春樹氏は曽沢氏によって別本と認定された天理図書館蔵「薄雲」について、確かに曼殊院本「薄雲」とは異なる、むしろ陽明文庫本に近い本文であること。校合に採用された青表紙本は室町中期以降に流布するようになった傳本であること。畊雲自筆とされた注記（傍注・校合）や署名も、畊雲の所為とは思われないこと等の見解を提示。更に氏は畊雲本とは本文の系統ではなく、耕雲が入手していた本文に注記と跋歌・自署を付した本文であったとして定義づけている（「畊雲本源氏物語薄雲巻の性格」昭和六十二年風間書房刊『源氏物語の内と外』所収。なお伊井氏には他に「東洋大学図書館蔵畊雲本源氏物語玉鬘巻について」昭和六十二年三月「大阪青山短大国文」第三号所収の論考もある）。また加藤氏前掲論文も、曼珠院本が尾州家本を書写したものであること。但し朱点等は畊雲の段階で大幅に増加されたこと。増加された分も含めて、高松宮本には曼殊院本が継承されていること等を述べられている。

更にその一方で、武井和人氏の「『和漢字源通釋抄』をめぐりて――畊雲における源氏学――」（平成六年汲古書院刊『源氏物語古注釈の世界』所収）のように、堀部氏前掲論文でも紹介された畊雲著述の源氏注釈書「和漢字源通釋抄」との関連で、源氏学者としての畊雲を把えた論考も提示されている。

なるほど、注釈・注記を含めて畊雲本にはまだまだ問題が残されているようである。句点や注記も含めての諸本それぞれの詳細な調査報告がいま改めて必要視される所以でもあろう。こうした情勢を鑑み、文芸資料研究所では山岸文庫蔵「畊雲本源氏物語」を取り上げる。本稿ではまず基礎的書誌解題を報告する。

（一）

登録番号八三九。写本全五十四冊（うち二十七冊は補写本）。

［木筥］木筥入り。天辺に持ち運び用の鉤があり、正面に蓋、そこから本を出し入れする。筥蓋は中央に紙片（題簽か）剥離の痕、右肩に「十六番」と墨書した紙票を糊付する。筥の内部は三段に仕切られ、補写本二十七冊は中段に一括、上段に宇治十帖、残り十七冊を下段に収納する。本の分量によって各段とも高さが異なり、現在は上段7・6センチ、中段8・6センチ、下段7・0センチである。高さの違いは所定の冊数が収まるよう、棚板を支える細い横木を付け直した結果らしく、側面に横木を動かした痕が残っている。いずれの段階でか、内容に応じて各段意図的に分割収納したためであるらしい。

［表紙］香地色無地紙表紙。左端に押え竹の名残とみられる空押の線あり。中央上部に題簽貼付。題簽寸法タテ10・6×ヨコ2・7センチ。卵色地に金泥・金砂子で草花等文様入り。巻名墨書。題字は全冊一筆。

御法の巻は、後見返しとなる本文料紙最終丁の裏面（後表紙と糊付けされる面）に「善通寺」の蔵書印あり。また補写本中十一冊には、前見返しとなる本文料紙第一丁の表面（前表紙と糊付けされる面）に、補写本書写者の筆による書き反古がある。書き反古の内容は『源氏物語』『古今和歌集』仮名序、『拾遺和歌集』巻十五、『続古今和歌集』真名序（ただし後見返し裏面）等多数。さらに補写本の若紫（後見返し裏面）には「寛文四年／壬辰八月十日」の墨筆がある。但し干支が逆になって、寛文年間に壬辰の年はなく、寛文年間中の八月十日で壬辰の日もない。ともあれ、これらの諸冊も含めて表紙・題簽は全冊共通、おそらくは補写本完成後に付け直した後補表紙と思われる。

［寸法・装丁］　タテ22・1×ヨコ14・3チセン。列帖装（四孔。綴糸白もしくは緑色。補写本か否かを問わず、任意に色が選ばれている）。

［見返し］　補写本二十七冊および真木柱・行幸・野分・藤袴・常夏・蓬生・御法・横笛・東屋の計三十六冊は白紙。残り十八冊（澪標・薄雲・朝顔・乙女・胡蝶・若菜上・柏木・匂兵部卿宮・竹河・橋姫・総角・早蕨・宿木・浮舟・蜻蛉・夢浮橋）は、見返しに各巻小見出しを集めて梗概を示した紙片一枚を貼付する。このうち傍線を施した巻の紙片には、朱の合点も入る。

［本文料紙］　補写本とそうでない本とは、料紙が異なる。ともに斐紙だが、後者に比べて前者は薄く、はりも弱い。色合いも白さが目立つ。

［遊紙・扉］　全冊前遊紙無し。後遊紙は冊によって様々。なかには夢浮橋のように、奥書のあとの後遊紙一丁（ここまでがもとの本）が傷んでいるため、これに裏打ち補修し、さらに補写本と同じ料紙で遊紙五丁を加えた例もある。扉一丁。オに扉題を墨書する。扉題の書き方は様々。補写本では「きりつほ」と巻名のみを記すか、或いは並びの巻の場合は「うつせみ　は〻木〻の並」等と記す。一方もとからの諸冊では「身をつくし十一」と巻名・巻序を記し、並びの巻の場合は「よもきふ　身をつくしのならひ一」「まきはしら　十七玉かつらの並九」と記す。また「さわらひ　宇治四」と記す例もある。

扉ウは総角が「宇治三」、早蕨が「宇治四」と墨書した例を除き、のこり五十二冊はすべて白紙。

［内題］　無し。

［本行筆書］　補写本は全冊一筆。のこり二十七冊も一筆。この二十七冊にはすべて「按察使藤原親長（花押）」の奥書がある。夢浮橋奥の昌純識語でも「親長筆」という（奥書・識語の項参照）。記された花押は甘露寺親長の花押と一致、筆跡も『高松宮家本源氏物語』紅葉賀（奥書によれば長享二年、甘露寺親長筆という）と一致する。直筆とみてよいのではないか。よって以降は「補写本」「親長本」という仮称を用いてこれを区別する。

［書式］　片面八行は全冊共通。一行字数は補写本二十五から二十八字内外、親長本二十一から二十三字内外。和歌は全冊とも改行二、三字下げ、歌のあとに地の文がそのまま続く書式をとる。

猶、本行と同筆で各冊に共通してみられる注記もまた、書式の一部とみるならば、親長本の場合、以下のようになる。

①全二十七冊中の十八冊が見返しに紙片を添付（既述）。

②全冊本文中に朱点・合点等の朱筆。

③全冊本文中に引歌・主語・語釈・異文表示・振漢字等の傍書。

④全冊末尾に年立・巻名由来等をしるした巻末注。

③④は一部に別筆もあるが、親長筆と思しき注記の場合でも高松宮本とはかなりの異同が確認できる。①もまた高松宮本には無い。

⑤全冊物語本文末尾に畊雲の跋歌。

⑥全冊末尾に親長の奥書（本奥書・書写奥書・朱点等の校合奥書）。

猶、該書の補写本の方であるが、①～⑥が一切ない。但し明石のみ、例外的に②および③の異文表記が数箇所ある。

［跋歌・奥書］ 跋歌および親長奥書については後述（二）参照。猶、夢浮橋に次の昌純奥書がある。

澪標　蓬生　薄雲
槿　乙女　胡蝶
瞿麦　野分　御幸
蘭　槙柱　若菜上
柏木　横笛　御法
香兵部卿　竹川　宇治十帖
右二十七帖甘露寺按察使親長卿手
筆也　雖為不備依有由緒従奥州
持来　永為貴寺什物所令寄呈也
一覧之時者宜預廻向者也
承応　年　月　日　浅川彦左衛門尉　昌純
善通寺御房

文末「善通寺御房」の上に、白紙の紙片（補写本本文料紙と同紙）を貼付。「昌純」不明（なお里村昌純は承応元年時に九歳故、別人であろう）。「善通寺」は讃岐国仲多度郡善通寺のことか。

〔蔵書印〕　親長本二十六冊・補写本四冊に「善通寺」（複郭横長墨印）。御法では後見返の裏面（後表紙と糊付けされる面）に捺す。

〔紙片〕　見返し貼付の紙片（既述）以外、現存するのは次の三枚。

①補写本玉鬘の紙片（麻紙）一枚。寸法タテ15・4×ヨコ4・3チセン。

「清均　祖十二　須同

駿　峻十八　晋十七　七日」。所蔵者のメモか。

②親長本早蕨の紙片（見返し付箋と同紙）一枚。寸法タテ9・5×ヨコ29・0チセン。親長筆か。後述（三）参照。

③親長本夢浮橋昌純奥書「善通寺御房」に貼付の白紙一枚（既述）。

該書は昌純が奥州より持ち帰った親長本二十七冊を、承応年間に善通寺に寄贈。その後補写本がつくられ、善通寺の印を捺されたあと全冊一括補修されたもののようである。

（二）

次に該書のなかの親長本二十七冊について、跋歌・奥書を記す。

〔畊雲跋歌〕　参考のため、高松宮本との異同を傍線で示し（　）内に掲示する。但し改行印は付さなかった。

澪標　袖ぬるゝ（袖ぬらす）けふはうきせ（世）の身をつくしのちにそふかきしるしをもみし　畊雲散（山）人明魏（ナシ）

蓬生　里はあれてのき（軒）をあらそふよもきふのもとの心にわけしわりなさ　畊雲山人明魏題（ナシ）

薄雲　おも影（かけ）のたちそふまつに（さへに）かなしきはきえしけふりのあとのうす雲　畊雲山人明魏判

朝顔　ほのかにもみるへき花（はな）のあさかほをいかにへたつるきりのまかきそ　畊雲山人明魏判

乙女　いにしへの雲のかよひち跡（路）ふりぬをとめのすかたいまはわすれよ　畊雲山人明魏題（ナシ）

胡蝶　よしやそのあそふこてふの夢の世にみはてぬ花の春のさかりは　畊雲山人明魏題（ナシ）

常夏　たれかしるかとのかきね（もとの）はあれはてゝとこなつかしき花のかたみを　畊雲山人明魏（ナシ）

野分　野わき（野分）せし秋のまかき（籬）の花（はな）のかほわれもしほれて物おもへとや　畊雲散（山）人明魏判（ナシ）

行幸　ふりにけるみゆきのあとそをしほ山（跡そ小塩山）たえなんとする道いかに（ゝ）せん（む）　畊雲山人明魏

藤袴　むらさきのゆかりもつらしふち（藤）はかまやつるゝ露のかことはかりは　畊雲山人明魏判（ナシ）

真木柱　まき（槙）はしらたちはなれても身にそふは人にゆつらぬなみた（涙）なりけり　畊雲山人判（ナシ）

若菜上　今日（けふは）はまつよそちのわかなつみそめつ老すしなすの春をちきらん（む）　畊雲山人明魏（ナシ）

柏木　うかりけるたかねきこと（事）のはてならむしけきなけきのもりのかしは木　畊雲山人明魏判（ナシ）

横笛　つたへきてしらへかはらぬよこふゑ（え）にむかしをしのふねをやそへけむ　畊雲山人判

御法　さりともとたのむみのりの蓮葉になとかけとめぬ露の命そ　畊雲山人明魏（ナシ）

匂兵部卿宮　此巻一名かほる中将

にほふ梅かほるさくらの色〳〵（も色〳〵に）もよしやあたなり花も一時（ひと時）　畊雲山人判（ナシ）

竹河　ふかゝらぬ契（ちきり）しらるゝ竹河（川）の行すゑたのむ一ふしもなし　畊雲山人明魏

橋姫　いま（今）みても袖こそぬるれはし姫（橋）のこゝろ（心）くまるゝ宇治（うち）の川水　畊雲山人書（ナシ）

椎本　ちり(散)はてししゐ(椎)かもとこそあはれなれたちよるかけもあらしふきけり　畊雲山人題
総角　つゐにさて心(こゝろ)もとけぬあけまきのなとなをさりによりあひにけん　畊雲題
早蕨　おりふしのうつるをみ(見)てもかなしきはわすれかたみにつめる早蕨　畊雲山人題
宿木　世を秋のたよりうれしきやとり木になにともよほす袖の時雨(しくれ)そ
　一名かほ鳥
あはれなとむかしおほゆるかほとり(鳥)をおなししけみになを(猶)たつねけん(む)　畊雲山人題(ナシ)
東屋　あつまやのひと(ほと)なかるへきちきりゆへ袖ぬらせこの(との)あまそゝきかな　畊雲山人題(ナシ)
浮舟　一かたに(り)よるへさためぬうきふね(舟)のうき名をさへになかしけるかな　畊雲題(山人)
蜻蛉　かけろふのあるかなきかの手(ナシ)身をしらは人のうき世をさのみなけかし　畊雲題(山人明魏題)
手習　みつくきのあとはかもなきてならひになみたなからやかきなかすらん　畊雲山人題
夢浮橋　ありなしのふたつにわたる道たえてみしはきのふの夢のうきはし
　一名法のし
色にそむこゝろのぬしをたつねみよ(みよ)法のしるへは外(ほかに)にやはある　畊雲山人書(明魏)

［親長奥書］　奥書の所々には親長筆とみられる巻末注記もあるが、これは省略した。また朱筆は「　」（朱）、改行には／、改丁には　」オウの記号を付してある。

澪標　延徳三年八月十二日於燈下終／書写之功了件本予先年書之／雖然書改了／按察使藤原親長／
「同十六日於燈下加朱點了」（朱）　」オ

蓬生

本云
寛正三年卯月二日染筆同十一日終功訖／但依賀茂祭典侍書之物急此間連日大略／懈怠遅々了／按察使藤原親長／

同四月廿三日写朱點了　都護（花押）」オ

延徳三年八月廿日書写了此本予／先年所令書写也雖然高寸法（ママ）後書写／本相違之間書改之／按察使藤原親長（花押）／

薄雲

「同月二十六暁加朱點了」（朱）」ウ

本
寛正三年七月廿七日染筆八月廿日／終写功訖／按察使藤原（花押）／

同九月二日早旦注朱點早　都護藤原親長／

寛正三　九　二御談義　」オ

件本予先年書写之本也書改之／于時延徳三年九月十七日於暁天燈火／終功了／按察使藤原親長（花押）／

「同日加朱點了　按察使（花押）」（朱）」ウ

槿

文明十四年四月三日終功訖／按察使藤原（花押）／

「四日加朱點了　都護藤親長」（朱）／

同日一挍　文明十四　五　十四又一挍　」ウ

本云
寛正三年九月十二日染筆同廿五日終功訖／（但去廿二日御談義于時半巻先書写并朱點持参了）　按察使藤原親長／

同日巳刻廿余枚朱點注之訖　都護判／

乙女

文明十四年四月十五日染筆六月／四日終書写之功了懈怠之日多者也／

同六月廿一日　一挍了　按察使親長／

「六月廿六日加朱點　都護藤（花押）」（朱）」オ

胡蝶　（本云）寛正三年九月廿五日染筆十一月三日終／功訖数日懈怠了／按察使藤原親長／
同四日注朱點了　都護藤原判／
（本云）寛正五年三月廿九日書写了／右近中将藤原実淳／
同三月卅日註書點了／同四月一日挍合了　」オ
文明十四年後七月十二日染筆同／十六日終書写之功了／按察使藤原（花押）／
「同十七日註朱點早　都護藤親長」（朱）／

常夏　文明十一年二月二日染筆同六日／書写了／按察使藤原（花押）／
「同八日加朱點了」（朱）　」ウ

野分　文明十一年二月八日染筆同／十一日終功訖／按察使藤原（花押）／
「十二日加朱書了　親長」（朱）　」オ

行幸　文明十一年二月十二日染筆同／十八日終功訖／按察使藤原（花押）／
「十九日加朱點早　都護親長」（朱）　」ウ

藤袴　文明十一年二月廿日染筆同廿三日終功／昨日懈怠／按察使藤原親長　」ウ

真木柱　文明十一年二月染筆（高野参詣間中絶不書之）四（五ミ）月一日終功／畢／按察使藤原（花押）／
「同五月六日加朱點　都護親長」（朱）　」ウ

若菜上　文明十一年五月十七日染筆六月六日／終書写之功訖／按察使藤原親長／
「六月十七日加朱點早　都護藤（花押）」（朱）　」ウ

柏木　（本云）寛正四年六月廿八日於山上西尊院（六月會次）宿坊／染筆同後六月二日終功訖／按察使藤原判（花押）／

同六日注朱點訖　都護藤原親長　」オ

文明十四年後七月廿二日染筆十月一日／終書写之功訖禁裏御本也予／先年書写之本也紛失之所或仁令御却／云々

按察使藤原（花押）／

「同十月五日加朱點了　都護藤親長」（朱）」ウ

横笛

本云
寛正四年後八日染筆同十日早旦／終功訖／按察使藤原親長／

同十二日注朱點了　都護藤（花押）」オ

文明十四年十月中於禁裏御本（予先年所持本也）七日染筆同十一日終功了／按察使藤原（花押）／

同十月十二日一挍／

「十一月二日加朱點𠦄　都護藤親長」（朱）」ウ

御法

本云
寛正四年八月十三日染筆同十八日終功了／按察使藤原親長／

文明十五年七月六日染筆同／十四日終功𠦄／　按察使藤原（花押）／

「同日加朱點了／都護藤親長」（朱）」オ

匂宮

本云
寛正四年八月廿日染筆九月二日終功了／按察使藤原判／

同三日注朱點訖　都護藤親長／

文明十五年八月十二日染筆同十四日／終功訖／按察使藤原（花押）／

「同日加朱點了　都護藤親長」（朱）／

同十四日一挍　」オ

竹河

本云
寛正四年九月二日染筆同十日終功𠦄／按察使藤原親長／

橋姫　同十日注朱點𠀋　都護藤判」オ
文明十五年八月十五日染筆同／廿五日終功訖／按察使藤原親長／
「九月一日加朱點訖　都護藤（花押）」（朱）」ウ

椎本　文明十五年九月五日染筆同十日／終功了件本禁裏之本也但予／不書写之本也／按察使藤原親長／
同十三日一挍了／
「同十四日注朱點了　都護藤（花押）」（朱）」ウ

総角　文明十五年九月卅日終功𠀋／九月十五日染筆也／按察使藤原親長／
「十月三日注朱點了　都護（花押）」（朱）／
十月四日一挍了」オ

早蕨　文明十五年十月十四日染筆同／十一月十四日終功畢／按察使藤原親長／
十二月三日一挍／
「十二月七日加朱點了　都護（花押）」（朱）」オ

宿木　文明十五年十一月十四日染筆／同十二月廿九日終書写之功𠀋／按察使藤原（花押）／
「文明十六年正月九日加朱點𠀋／　都護藤親長」（朱）／
正月十一日一挍　正月二十四日又一挍」オ

東屋　文明十六年二月廿三日染筆同八月廿一日終功予数日（ママ）書写懈怠／按察使藤原（花押）／
「文明十七年三月八日加朱點／数月懈怠　都護藤親長」（朱）」ウ
文明十七年三月十一日染筆六月十四日／終写功了数月懈怠／按察使藤原親長／

「同十五日加朱點　都護藤（花押）」（朱）」ウ

浮舟　文明十七年六月十七日染筆七月十一日終／書写之功了／按察使藤原親長／

「同七月十七日加朱點早／都護藤原（花押）」（朱）」ウ

蜻蛉　文明十七年七月十七日染筆同／廿七日終書寫之功訖／按察使藤原親長／

「同八月二日加朱點了／都護藤（花押）」（朱）」ウ

手習　文明十七年八月三日染筆同／十三日終書写之功了／按察使藤原親長／

「八月十六日加朱點了／都護藤（花押）」（朱）」ウ

夢浮橋　文明十七年八月十三日染筆同十五日／終書写之功訖件物語寛正之比／予一筆書写之雖然應仁一乱之惜／紛失了

但身をつくし よもきふ　えあわせ せきや　まつかせ　うすくも　此六帖／自然相残了乃今度双（虫損）紙従為不具不／及書写文明十一年染始筆

同十七年終／功老後猶心旦無益歟／正二位行陸奥出羽／按察使藤原朝臣親長（花押）」ウ

「八月十六日加朱點了　都護藤原（花押）」（朱）」オ

以上、該書の奥書と高松宮本の奥書を総合してみるに、甘露寺親長は、寛正年間（一四六〇～一四六五）と文明十一年から十七年まで（一四七九～一四八五）、更には延徳三年（一四九一）の都合三回にわたって畊雲本を書写している。これに長享二年（一四八八）に書写された高松宮本にも参加しているから（紅葉賀を担当）、実質的には四回になろうか。

寛正年間書写時の書本は清水谷実秋書写の禁裏本であった。高松宮本桐壺巻寛正二年親長の本奥書によれば、本文は実秋筆だったが、注書の方は畊雲と飛鳥井入道中納言宋雅の共筆、跋歌と奥書は畊雲自筆であったという。畊雲自身が加わっていることでもあり、足利義持に献上した畊雲本原本に近い本文だったのではあるまいか。

だがこの禁裏本と親長の寛正書写本は、ともに応仁の乱で焼失する。但し山岸本夢浮橋巻文明十八年親長奥書によれば、寛正書写本のうち澪標・絵合・松風・薄雲・蓬生・関屋の六帖だけは焼失を免れたとある。

文明十一年、親長は再び畊雲本の書写に取り組む。この時の書本は、親長寛正書写本を写した徳大寺実淳本であった（高松宮本桐壺巻寛正三年徳大寺実淳の本奥書・山岸本胡蝶巻寛正五年実淳の本奥書）。十七年にようやく全巻の書写を終えた親長は、これを記念して翌十八年二月十九日に源氏物語供養和歌を張行している（親長卿記）。

長享二年、富小路俊通の所望により企画された各筆源氏物語（高松宮本）作成時にも、親長は紅葉賀を担当している。この長享書写本の書本もまた、各巻奥書からみて同じく実淳書写本であったようである。

そして延徳三年、親長はまたもや畊雲本の書写に取り組んでいる。山岸本に現存するのは延徳三年親長奥書をもつ三帖（澪標・蓬生・薄雲）である。焼失を免れたという寛正書写本残巻のなかにも、この三帖が入っていた点に注意しておきたい。実際、該書三帖中の蓬生と薄雲には寛正三年の親長本奥書が転載されており、これに続けて「此本予先年所令書写也　雖然高寸法後書写本相違之間書改之」（蓬生）「件本予先年書写之本也書改也」（薄雲）という延徳三年親長奥書が記されている。澪標の場合も、延徳三年の本奥書こそないものの、「件本予先年書之雖然書改了」という他の二帖と同様の奥書が付されていることからみて、書本は焼失を免れた寛正書写本だったのではあるまいか。三帖に共通して見えるところの〈先年に書写した本〉というのは寛正書写本のことであり、蓬生に「後書写本」とあるのは、その完成を祝って大掛かりな和歌会まで催した文明書写本を指すのではないだろうか。親長は手元に残った寛正書写本と新写の文明本とを比較して、異同に気づき「書改」たものと思われるのである。

以上、親長による畊雲本書写のながれを概括した。奥書から判断する限り該本は、親長自筆と見られる二十七冊のうち澪標・蓬生・薄雲の三帖は延徳書写本。のこり二十四冊は高松宮本と書本を同じくする文明書写本と位置付けることがで

きるように思う。

(三)

最後に該本の本文系統、ならびに匂宮と早蕨の冊にある親長の書写メモについて報告する。

まず本文の系統であるが、各冊冒頭五丁程度を調査した限りでは、補写本二十七冊はすべて青表紙本系とみてよい。親長本の方は宇治十帖が別本で、残り十七冊は河内本系である。親長本の場合、各巻の本文系統は高松宮本と一致する。もっとも跋歌ひとつだけでも明らかなように、高松宮本と該書には既にいくつかの異同がみられ、注記になるとその度合いはもっと鮮明になる。だが紙面の都合もあり、これらの問題については稿を改めて論じたい。

次に親長の書写メモについて。まず匂宮には奥書のあとの後遊紙一丁オウに次のような書き入れがある。本行と同筆とみられるので、親長のものと判断しておく。なお、翻字に際し任意に改行と空字を施した。詳しくは文末写真参照。

にほふ兵部卿の巻のうちのおし紙ニ云　本は其詞の處〻に有押紙

おほときとは大やうに正たいなき（け・ヒ）なるすかたにて候

＼おほとき給へる

＼いつゝのなにかしも　いつゝのなにかしとは五障にて女の罪にて候　なにかしはむかしの詞に物をはゝかりて申きはめぬ詞にて候

＼やつれはみたゝありなるや　やつれはみとはいやしけなると申詞　にくはみは常の俗語　いやしけなるなと申風情のことはにて候

＼とりもつけ給はねと　とりもつけ給はぬとは　あまりにそのにほひしるく　ひとにうちやりて　とりもいたさぬからにて候

＼いふよしもなきにほひとは　いふはかりなくかうはしきにて候

＼くはへとは　加の字の心そへたるにて候
＼うつしとは　そのかうはしきをうつしまねひたるを申
＼われもかう　草の名にて候　われもかう前裁につねに壮ある草に候
＼霜かれのころをひ　ころをひとはこのしふんと申心にて候
＼われから人にめてられんと　これはたれその御不審　かほる中将の事にて候　上よりよく御らんしつゝけらるへく候
＼あなかちに（強字）　左の方つねに歌合にもなにゝも貴人と致に脚候又あなかちに如此
＼みなみむきに　南向にて候
＼きたむき　北向（ムキ）　又北面とも可書候
＼もとめ子まひて　求子を舞てにて候　風俗の曲に求子と申曲候
＼かよる袖　ひるかへる袖にて候　かへる袖にて候　よとへと五音通候也
＼うちかへすはかせ　羽風にて候　鳥のとふ羽風に似て候　袖を申也
　　匂ハ二条院ニ住
　　女一宮ハ六条院ノ春ノヲトヽニ住
　　二宮モ同シン殿ニ住

最後の三行は他の巻にも見られるもので、年立や巻名由来等、当該巻奥に記した注記である。問題はこの三行を除いた記述。すなわち表題にあるごとく、書本には本文の所々に「おし紙」があって、それらを親長がこのような形で記録していたという点である。傍線をひいた例で説明しよう（傍線稿者）。十四丁オ2行目「われから人にめてられんとなり給へ

るありさまなれは」のくだりに、

①「薫生自然身香 或本 ╲これはたれ人そ」

の傍注がある（猶、高松宮本にこの注はない）。親長の記録によれば、書本（当該巻には寛正四年の本奥書・文明十五年の書写奥書があるから、寛正四年の徳大寺実淳本であろう）ではこの注記のあたりに付箋があって、そこには

②「これはたれその御不審　かほる中将の事にて候　上よりよく御らんしつゝけらるへく候」

と記されていたというのである。すると寛正四年実淳書写本の書本（寛正年間書写の親長本）には①の傍注があり、これに対して実淳本では新たに②の付箋が付けられた。付箋に「これはたれその御不審」とあるのは①の注記を指しており、「御」はその注記者に対する敬意であろう。注記者を畊雲とみたか親長とみたかは不明だが、ともかくも実淳は①の注記に対して「かほる中将の事にて候」と自説を述べたということなのだろう。ところが、文明十五年に親長が再度書写したところの該書では、実淳の付箋は省き、かわりに巻末にかくのごとき付箋メモを残したということか。親長は①の注記は彼の書き入れでなく、清水谷実秋筆禁裏本にもとから存在していたものと記憶していたのかもしれない。

最も興味深い例として「これはたれその御不審」を取り上げたが、他の諸例でも「おし紙に云」としてメモされた各注記は、該書物語本文中には記されない。親長は付箋はいずれも実淳のものとみて、かかる処置を施したのではあるまいか。

親長は早蕨の巻でも、次のような折紙（料紙は見返し貼付の紙片に同じ）を残している。

早蕨巻不審　十二付帋

一　引歌いはせのもりのよふこ鳥かな　古今

一　　此歌非古今歌　乃新写不付古今字

一　はしためたまはす
　他本はしたなめとあり　此詞一丁の内皆はしたなめと
　おほくあり　乃新写なの字を入候

一　つきせぬ御物かたりなともけふはこといみすへくやなと
いひさしつゝ(同詞)わたらせ給へき
　此つきせぬ御物かたりといふ所に薫と付て次に
　同詞とあるへき事にて候　さらねは前の中の君の
　同詞とみえ候　一字落たる斗と思ひて候　乃新写
　薫と付候也

一　引歌やとをはかれすとふへかりける　　り歟　新写りト書候

一　ちかくのた(ま)はするにつけて
　他本如此　なとの字らては
　ちかくなとのたまはする
　理不叶候　新写加之候

一　注姉ニ似　姉君ににて可然歟　君字新写入之候

一　引歌　さ月やみ花橘　　さ月まつ常の事
　にて候　新写如此候

一　ありふれはの歌　大貳君とつけて候　此注

無益　新写略之

一　引歌　とりかへす物にもかなや　古今と候

　　　　　非古今歌　乃新写無付之候

一　引歌　うへてみるぬしなきやとの　ぬしのし落歟

一　引歌　あさちはらぬしなきやとの～

　　　　　拾遺此外アリ　谷ふかみと候　新写略之候

一　昔かたりもうちかたらひたまふへかし

　　　たまへかし也　新写如此

該書早蕨は親長の文明書写本である。書本は実淳本。表題からみてこの折紙は「早蕨巻不審」として書本にあった十二枚の付箋を親長が一括転写したものであろう。如何なる内容であったのか。冒頭のひとつがきを例に説明する。折紙の意味は〈「いはせのもりのよふこ鳥かな　古今」とある引歌注記が不審である。この歌は古今歌ではない。よつて「新写」本には古今の尻付は入れなかった〉というものであろう。

該書にあたってみると、六丁オ4行目に「いはせのもりのよふことりめいたりしよのことは」という本文があり、これに「恋しくはきてもみよかし人つてにいはせのもりのよふことりかな　古今」という傍書（本行と同筆）がある。（猶この引歌注記は高松宮本も異同が無い）。

該本に「古今」の尻付が入っている以上、折紙のいう「新写」本が該本を指すものでないことは確実である。冒頭の例をとりあげたが、新写本にかく記したとするその訂正本文が該書と一致しないのは、残り十一条にもすべて共通してい

る。

するど次のような状況が想定できるのではあるまいか。実淳は寛正年間書写の親長本を写しながら、十二条の不審を感じた。そこで自身の「新写本」では訂正した本文を用い、その旨をしたためた付箋を訂正箇所に貼付しておいた（先の匂宮の押紙といい、実淳はよく勉強していたようである）。ところが文明年間にこの実淳本を書写した親長は、実淳の訂正を外し、もとの本文に戻して写した。しかし実淳の付箋だけは折紙に転載しておいた、というものである。十二条の不審はいずれももっともな指摘ではある。だがそれすらも敢えて外してしまったところに、親長の頑固なまでの書写態度がかいまみられるのではなかろうか。

［追記］　入稿後、天理図書館蔵甘露寺親長筆「梅枝」一巻も又、該書と同じ親長本であることが確認できた。両本は本文料紙・朱墨・筆跡・片面行数・署名・花押等は全く同じ。高松宮本と比較しての傍書のあり様も、軌を一にしているようである。但し天理本には畊雲跋歌がなく、本文冒頭部分もこれを欠く。

また該書が列帖装であるのに対して、天理本は冊子本（袋綴）を巻子本に仕立て直してある。奥書によれば、該書「真木柱」が文明十一年五月一日に終功、同六日に加点とあるのに対して、天理本「梅枝」は「文明十一年五月六日染筆同十二日終／書写之功但自八日至十一日懈怠／按察使藤原（花押）／「翌日加朱點　都護藤原親長」（朱）」とある。続く「藤裏葉」は散佚。該書「若葉上」が、同十七日染筆ということになる。これら一連の諸巻は文明十一年五月上旬中に集中的に書写されたことになるわけだが、親長がなぜ書写本の装訂を変えたのかは不明である。

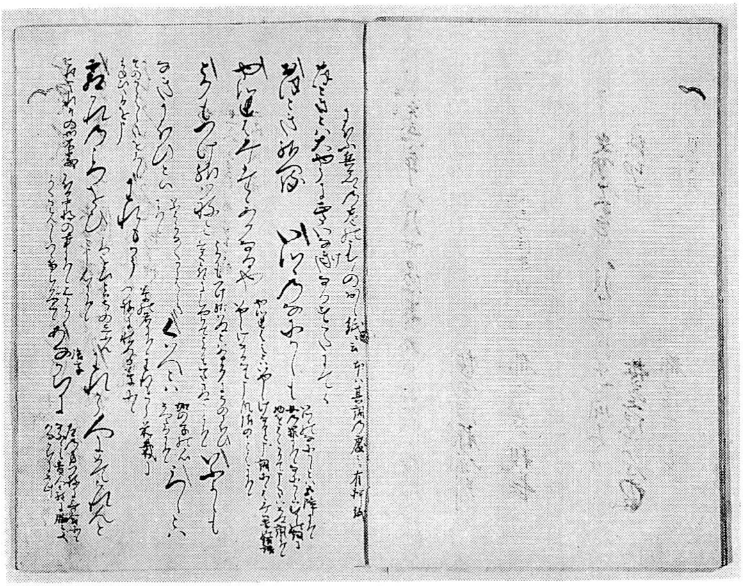

「匂兵部卿宮」二十一オ

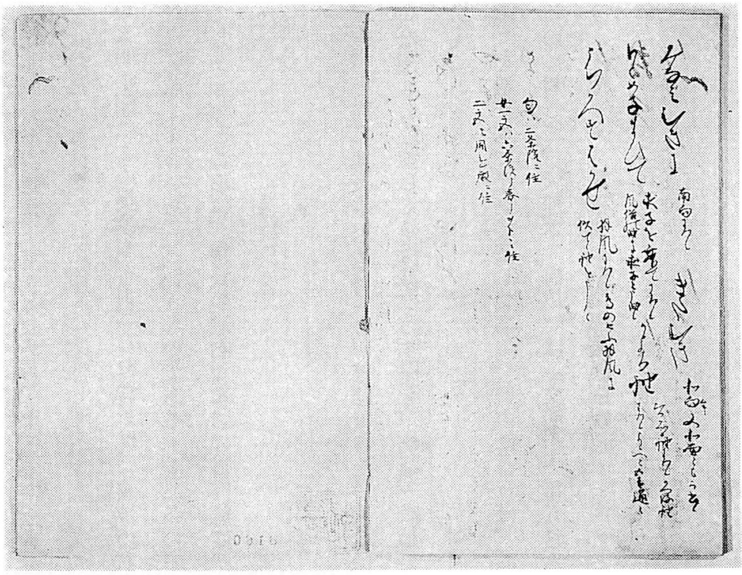

同上　二十一ウ

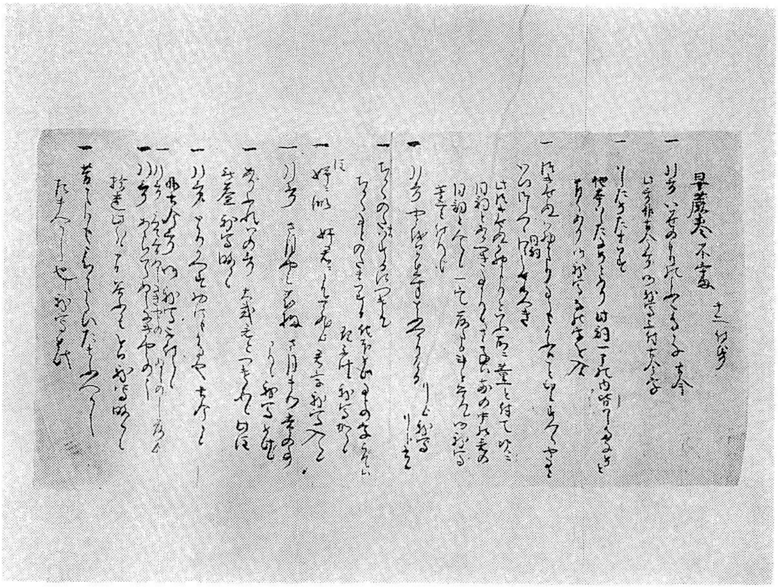

「早蕨」折紙